

ご相談ください～CONSULTING SERVICE 相談窓口～

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談

*法律相談は、月初めから受付
無料で相談は一人1回です。

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※8月13日（火）～16日（金）、25日（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 8月21日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 8時30分～17時

※上記以外は転送電話にて対応します。

場所 ふくしの駅

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制・前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ いりこま さとこ 入駒 智子（忠海東町） ☎ 26-0235

やまさき しげお 山崎 繁雄（竹原町） ☎ 22-0438

公証相談（公正証書による遺言・任意後見契約等の作成）

日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時30分～12時、13時～17時15分

場所 東広島公証役場（東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島4階）

※相談は予約制

問い合わせ 東広島公証役場 ☎ 082-422-3733

消費生活相談

脱毛エステなどのトラブルにご注意！

カウンセリングのつもりが契約に

SNSの広告を見て、無料カウンセリングだけのつもりで脱毛サロンに出かけたが、すぐに個室に案内され、コースの説明が始まった。断り切れず、また月々1万円程度であればアルバイトで賄えると思い、4年払いのローンを組み契約したが、10歳代の学生であるため支払いが厳しい。

若者を中心にトラブルが増加中

インターネット上の無料体験広告や、友達の誘いからサロンへ出向き、高額な契約をしてしまうケースが増えています。

成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若年層でもローンの利用が可能になったため、数十万円の契約をしたという相談も寄せられています。

クーリング・オフや中途解約も検討しましょう

エステティックサロンの場合は店舗での契約であっても、契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超える取引の場合には、8日間以内であれば、クーリング・オフができます。さらに契約期間中であれば法律の定めにより違約金を支払うことで中途解約も可能です。

ただし、施術に必要な消耗品などを自らの意思で使用した場合に、この代金の返金は求められないことがあります。

何より契約にあたっては、広告や友人の話を鵜呑みにせず慎重に行い、即日の契約は避けましょう。

問い合わせ

消費生活相談室 ☎ 22-6965

市民人権標語

中学生の作品

見のがすな 一人ぼっちの さげび声

女性の健康に関する相談窓口について

女性は思春期、成熟期、更年期、老年期とそのホルモン状態やライフステージによって、男性とは異なった心身の変化をしています。思春期、成熟期では、月経前症候群（PMS）や月経痛など、更年期では、発汗（ホットフラッシュ）、イライラするなどの症状が発生します。一人で悩まず、家族や周囲の方、広島県性と健康の相談センターや健康こども未来課健康増進係などの相談機関へご相談ください。

電話相談窓口 広島県性と健康の相談センター ☎082-870-5446

電話相談可能日時

毎週月・木・土曜日 10時～12時30分 火・水・金曜日 15時～17時30分

※祝日・年末年始はお休みです。

※妊娠110番でメール相談もできます。詳しくは、広島県ホームページまたは竹原市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 健康こども未来課 健康増進係 ☎22-4699



▲市のホームページはこちら

8月21日～27日は「こども人権の相談」強化週間です

広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では、いじめや虐待、インターネットによるプライバシー侵害などの被害に遭っている子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題の解決を支援するため、専用電話「こどもの人権110番」及び「LINE（チャット）」による人権相談（平日8時30分から17時15分）を実施しています。

8月21日から27日の強化週間において、相談活動の強化を目的とし、受付時間を延長して電話相談及びLINE相談を受け付けます。

実施期間 8月21日（水）～27日（火）

相談受付時間 8時30分～19時

（ただし、土曜日・日曜日は10時～17時まで）

○こどもの人権110番

☎0120-007-110

○LINEじんけん相談（チャット人権相談）

アカウント名「法務局LINEじんけん相談」

検索ID @linejinkensoudan



◀友達追加
はこちら

空き家対策補助金をご利用ください

各補助制度には要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

また、予算を超過した場合は、早期に申請受付を終了することがあります。

名称	①空き家の除却工事費を補助	②空き家の改修工事費を補助
概要	老朽化した危険な空き家の除却工事費の一部を補助します。	市外居住者が取得した空き家（取得後6か月経過していないこと）について、居住のために必要な改修工事費の一部を補助します。
対象	特定空家等または市の認定を受けた空き家	空き家となって1年以上経過していること
補助金額	ア 特定空家等 除却工事費の2分の1以内で上限50万円 イ 市の認定を受けた空き家 除却工事費の3分の1以内で上限30万円	改修工事費の2分の1以内 ア 18歳未満の子がいる世帯、妊娠している者がいる世帯、婚姻の日から5年以内で夫婦の年齢の合計が80歳以下の世帯 上限100万円 イ ア以外の世帯 上限50万円
要件	世帯全員が市税等の滞納がないこと等	取得した空き家に住民登録をすること等
申請期限	11月29日（金）	11月29日（金）

問い合わせ

都市整備課 住宅建築係 ☎22-7749